

2024年5月14日

各 位

会社名 中越パルプ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 植松 久
(コード番号 3877 東証プライム)
問い合わせ先 管理部長 秋永 吉男
(電話 0766-26-2404)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月26日開催予定の第108期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 東京本社ビル建替え完了後に本社事務所を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中央区に変更するものであります。

また、本変更の効力は、2025年に開催される第109期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。

(2) 当社は、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に対応できる経営体制構築および経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第22条（代表取締役および役付取締役）の定めを変更し、取締役に役付取締役として、取締役会長職を設置するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 | (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。 |
| (代表取締役および役付取締役) 第22条 ①(条文省略) ② 取締役会は、その決議によって取締役社長を1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 | (代表取締役および役付取締役) 第22条 ①(条文省略) ② 取締役会は、その決議によって取締役会長を1名、取締役社長を1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 |
| 附 則 (新設) | 附 則 <u>(本店の所在地)</u> 第2条 定款第3条(本店の所在地)の変更は、 <u>2025年に開催される第109期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</u> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日 2024年6月26日（予定）

以 上